

令和4年12月16日版

【経済産業省】

住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業について

【環境省】

**断熱窓への改修促進等による
家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業について**

(先進的窓リノベ事業)

※ 本資料は、令和4年12月16日時点のものです。
今後修正があった場合は、経済産業省及び環境省のホームページ等において、公表します。

※ **本事業は、リフォーム事業者が申請者となる補助事業であり、一般消費者はこれらの事業者から補助金の還元を受ける
こととしております。**

経済産業省	製造産業局 生活製品課 住宅産業室
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

目次

01

事業の目的・概要

➤➤➤➤ P.3

02

補助対象事業の要件

➤➤➤➤ P.5

03

補助額等

➤➤➤➤ P.9

04

申請手続き

➤➤➤➤ P.14

参考資料

➤➤➤➤ P.24

01

事業の目的・概要

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とします。



既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行います。

既存住宅における断熱窓への改修

- 補助額 : 工事内容に応じて定額
- 対象 : 窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）



02

補助対象事業の要件

以下に該当する事業を補助対象とします。



**住宅所有者等※¹がリフォーム事業者に工事を発注
（工事請負契約※²）して実施するリフォーム工事。**

※¹ 住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者（法人を含む）、居住者又は管理組合・管理組合法人をいいます。

※² 工事請負契約等が結ばれない工事は対象外です。

下記ABの両方を満たすこと。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限ります。

A

令和4年11月8日から
令和5年12月31日までに
工事請負契約※¹を締結したもの

B

別途定める事業者登録※²の後に
工事を着工※³し、令和5年12月
31日までに工事が完了するもの

※¹ 令和4年11月7日までに請負契約を締結した工事の変更契約は除きます。

※² 事業者登録申請日以降の着工であること。

※³ 工事請負契約後に行われる工事であること。

改修後の窓の性能



改修後の窓の性能が、対象住宅の種類に応じて下表に掲げる熱貫流率※¹の基準を満たすものについて、補助金交付の対象となります。

	ガラス交換※ ²	内窓設置※ ³	外窓交換 (カバー工法※ ⁴)	外窓交換 (はつり工法)
戸建住宅および 低層集合住宅※ ⁵	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下
中高層集合住宅※ ⁶	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw2.3以下	Uw1.9以下

- ✓ 申請する際には、対象工事に関する証明書等※⁷が必要になります。
- ✓ 同一の住宅について、上表に掲げる性能等を満たすリフォーム工事を複数回行う場合、複数回の申請を行うことが可能です。なお、一つの窓に対し、複数回の改修を行うことはできません。
- ✓ 本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度については、原則として、本事業との併用はできません。なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。

※¹ 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2開口部 5.2.4大部分が透明材料で構成されている開口部（窓等）又は大部分が不透明材料で構成されている開口部i（ドア等）の熱貫流率」（令和4年9月更新）に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1などによる方法の他、当該窓の仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。

※² 既存窓のガラスのみを取り外し、既存窓枠をそのまま利用して、複層ガラス等に交換するものをいいます。

※³ 既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するものをいいます。

※⁴ 既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス窓等に交換する工法をいいます。

※⁵ 3階建以下の集合住宅をいいます。

※⁶ 4階建以上の集合住宅をいいます。

※⁷ 性能証明書（本事業実施のために新たに定めるもの）及び工事写真（工事前後）

03

補助額等

補助額は、対象となるリフォーム工事に応じて、下記（１）または（２）における補助額の合計とします。

（１）戸建住宅・低層集合住宅

（２）中高層集合住宅



一戸当たりの上限補助額：2,000,000円

- （注）・複数回の申請を行う場合でも、一戸あたりの補助額の上限は上に示すとおりとします。
- ・ 1 申請あたり(1)または(2)の合計補助額が**5万円未満**の場合は申請できません。

対象住宅のタイプ毎の補助額

(1) 戸建住宅・低層集合住宅における補助額

補助単価×施工箇所数 = 1つの住宅における合計補助額 とします。

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※1	中※2	小※3・極小※4
ガラス交換※5	S S	Uw1.1以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9以下	69,000	47,000	30,000
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4㎡以上。サッシ（一箇所）の面積2.8㎡以上。

※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8㎡以上1.4㎡未満。サッシ（一箇所）の面積1.6㎡以上2.8㎡未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡以上0.8㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡以上1.6㎡未満。

※4 極小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡未満。

※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

対象住宅のタイプ毎の補助額

(2) 中高層集合住宅における補助額

補助単価×施工箇所数 = 1つの住宅における合計補助額 とします。

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1箇所あたり)

	グレード	熱貫流率 (W/m ² ・K)	大きさの区分		
			大※1	中※2	小※3・極小※4
ガラス交換※5	S S	Uw1.1以下	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5以下	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9以下	26,000	17,000	4,000
内窓設置	S S	Uw1.1以下	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5以下	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9以下	69,000	47,000	30,000
外窓交換 (カバー工法)	S S	Uw1.1以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9以下	123,000	84,000	52,000
	B	Uw2.3以下	89,000	61,000	38,000
外窓交換 (はつり工法)	S S	Uw1.1以下	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5以下	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9以下	123,000	84,000	52,000

※1 大：ガラス（一枚）の面積1.4㎡以上。サッシ（一箇所）の面積2.8㎡以上。

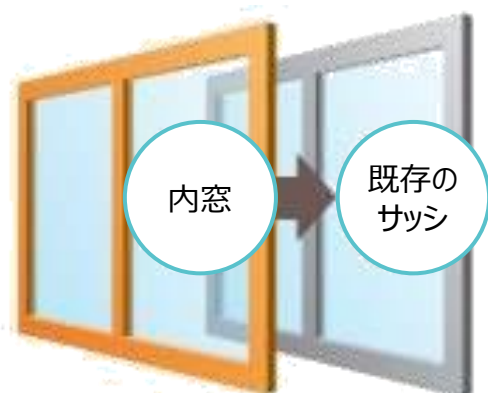
※2 中：ガラス（一枚）の面積0.8㎡以上1.4㎡未満。サッシ（一箇所）の面積1.6㎡以上2.8㎡未満。

※3 小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡以上0.8㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡以上1.6㎡未満。

※4 極小：ガラス（一枚）の面積0.1㎡未満。サッシ（一箇所）の面積0.2㎡未満。

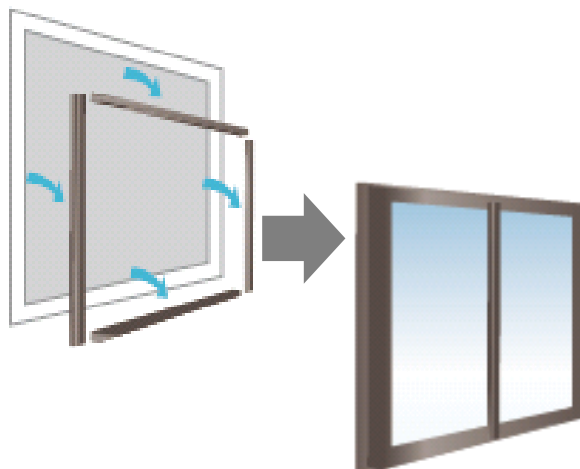
※5 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみを交換する改修は対象外。

内窓設置



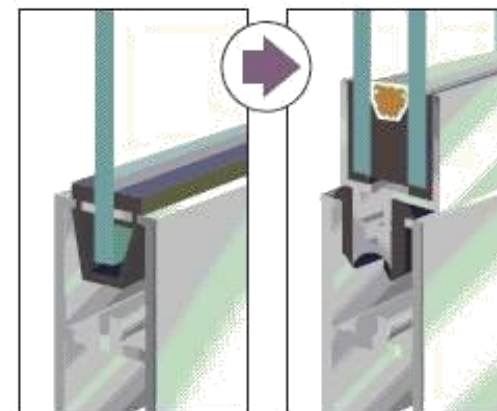
既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、又は既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するもの

外窓交換



古いサッシの枠に重ねて新たなサッシを取り付けるもの（カバー工法）、または古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付けるもの（はつり工法）

ガラス交換



既存窓のガラスのみを取り外し、既存枠をそのまま利用して、複層ガラス等に交換するもの

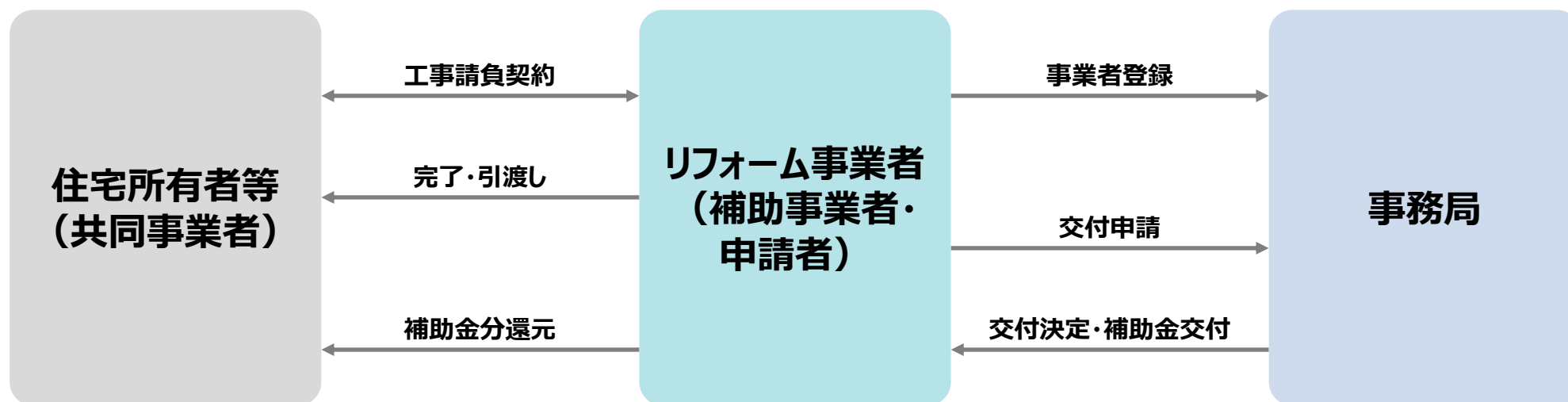
04

申請手続き

- ※ 申請手続きは、現時点で想定している内容であり変更となる場合があります。
申請に必要な書類や提出方法は、事務局が公表する本事業の交付申請マニュアルを必ずご確認ください。

事業全体の流れ

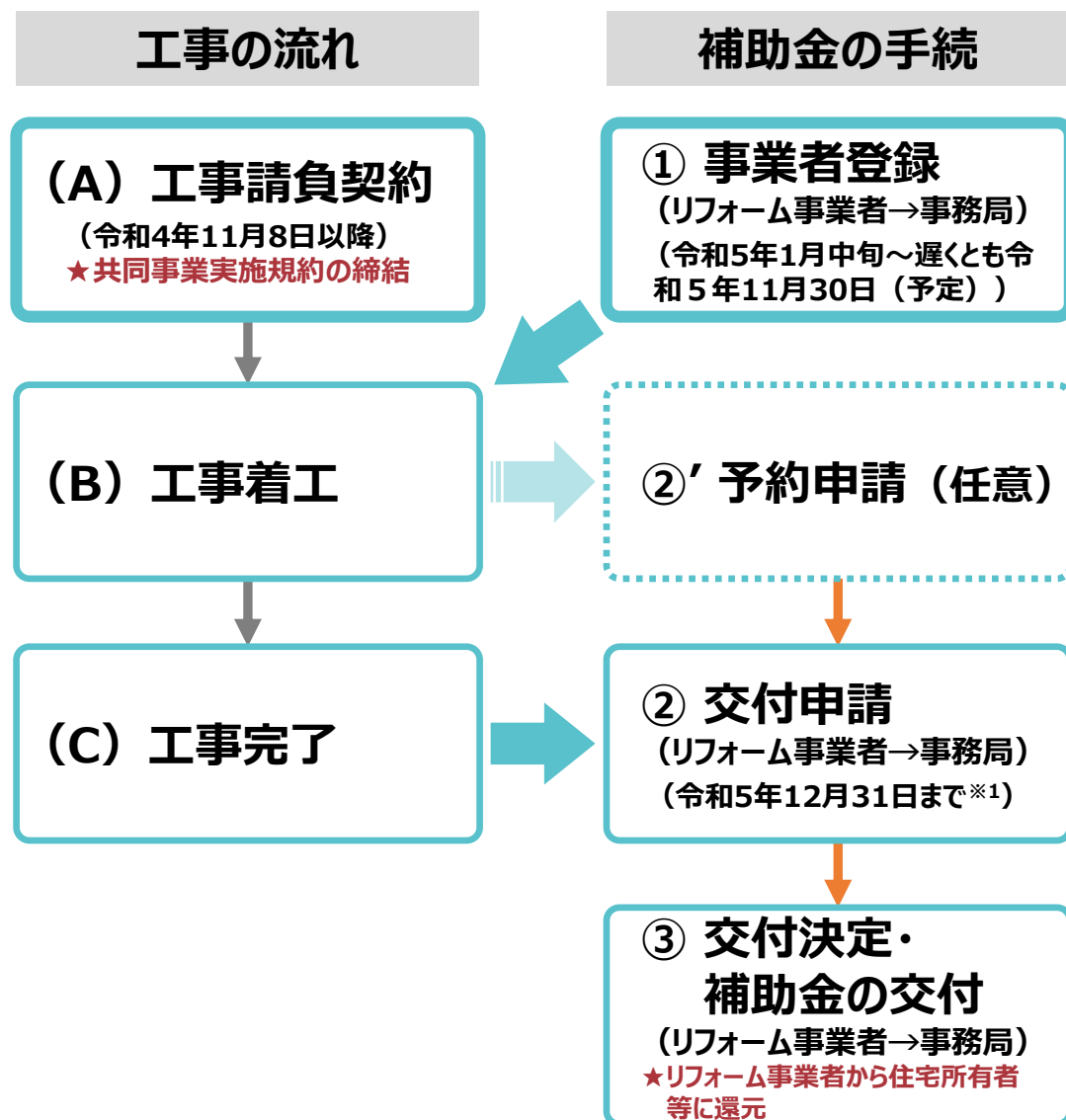
- ・ **リフォーム事業者の方々に、補助事業者として申請手続を行っていただきます。**
- ・ 住宅所有者等は、共同事業者として、すべての申請手続に協力するものとします。
- ・ 補助金は、**事業者から住宅所有者等に全額を還元**していただきます。

**申請者：リフォーム事業者（工事請負業者） ※ 1**

※ 1 対象工事を複数の事業者が発注（分離発注）する事業は、1 事業者（代表事業者）がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および他の工事請負業者が手続きに協力することが必要になりますので、ご注意ください。



基本的な申請の流れ



① 着工前にリフォーム事業者の基礎情報を事務局に必ず登録

補助金の交付を約束するものではないが、登録以降着工可能。この時点で住宅（物件）の特定は必要なし。なお、こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、本事業の事務局の開設日（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日）以降着工可能。

(A)リフォーム事業者と住宅所有者等は、工事請負契約と併せて、補助事業の共同実施に関する規約を締結

②' 工事着工後に補助金の予約申請が可能 (任意)

予約提出後3ヶ月以内かつ交付申請期間内に申請が無かった場合は予約取消

② 施工業者は、すべての工事完了後に事務局に交付申請

③ 事務局の審査が完了次第、交付決定

交付決定後、所定の請求手続を経て補助金を交付。補助金をリフォーム事業者から住宅所有者等に還元。

※1 予算上限に達した場合、これよりも早く受付を終了する可能性があります。

補助金交付に必要な手続①

1 事業者登録について



期間：令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日（予定）

- ・事務局のホームページにおいて登録受付開始予定です。
- ・「こどもみらい住宅支援事業」の登録事業者は、所定の手続きにより反対の意思がなされた場合を除き、**本事業の事務局開設日※1**を**事業者登録日**とみなします。
- ・**事業者単位**での登録（1事業者（法人又は個人事業主）で複数登録は不可）となります。
- ・本事業の交付申請を行うためには、**本事業の事務局が定める登録規約※2に同意の上、所定の手続きに従い下記に定める書類を提出し、事業者登録を完了**する必要があります。

※1 本事業の事務局開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日を事業者登録日とみなします。

※2 **リフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供等を要件として盛り込む予定です。**

【登録時に必要な主な事項】（予定）

事業者情報	・法人：法人名称、法人番号／（必要書類）法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明書 ・個人：屋号、個人事業主の氏名／（必要書類）事業主の印鑑証明書
事業内容	・実施予定のリフォーム事業の内容 ・受注可能エリア（都道府県を選択）
事業免許等	建設業許可／住宅リフォーム事業者団体登録 （許可業者／登録団体の構成員の場合）



- ・事業者登録申請日以降、着工したものが補助対象。
- ・登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開。

補助金交付に必要なとなる手続①

2 共同事業実施規約について

- 原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、補助事業者（工事施工業者）と共同事業者（工事発注者）との間で、**補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）を締結**し、交付申請時に提出が必要です。
- 規約の主な内容（事務局からひな形を提示）
 - ① 必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること
 - ② 補助金の受取方法（工事代金等に充当、又は、補助事業者が一旦受領して住宅所有者に引渡し）
 - ③ 補助事業実施上の遵守事項を遵守すること

3 交付申請について



交付申請期間：令和5年3月下旬～遅くとも令和5年12月31日（予定）

- 交付申請の締め切りは、**予算の執行状況に応じて公表**します。
- 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、P11.12に示す**補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。**
- 交付申請に必要な提出書類については、次頁「5 提出書類について」を参照ください。

補助金交付に必要な手続②

4 交付申請の予約について

- ・ **工事着工後に補助金の交付申請の予約が可能です**（任意）。予約によって補助金が一定期間確保されます。
- ・ **予約提出後3ヶ月以内かつ交付申請期間内に申請が無かった場合、その予約は取り消されます。**
※予約を行っただけでは、交付申請を行っただけにはなりませんのでご注意ください。
- ・ 予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、**交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。**

5 提出書類について

- ・ **交付申請・交付申請の予約を行う際は、下表に「○」の記載がある書類が必要となります。**

提出が必要な書類		予約有		予約無
		交付申請 の予約	交付 申請	交付 申請
本補助金の利用について工事発注者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）		○		○
工事請負契約書の写し		○		○
工事発注者の本人確認書類（個人：住民票の写し、運転免許証の写し等、 法人：商業法人登記の写し等）		○		○
対象工事内容に応じた性能を証明する書類 （工事箇所毎に提出）	性能を証明する書類 （性能証明書・納品書等）		○	○
	工事前写真	○		○
	工事後写真		○	○
工事着手したことがわかる写真（交付申請毎に1枚必要）		○		○

補助金交付に必要な手続③

6 補助対象となるリフォーム工事の着工日について

- 本事業では、**令和4年11月8日以降に契約を締結**し、原則として、「**事業者登録の申請日**」**以降に着工**した住宅のリフォーム工事が補助対象となります。
- ただし、「こどもみらい住宅支援事業」の登録事業者が補助申請を行う住宅のリフォーム工事については、令和4年11月8日以降に契約を締結し、「**本事業の事務局開設日（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日）**」**以降に着工**したものが補助対象となります。

※ いずれの場合も、補助金の交付申請を行うためには、本事業の事務局が定める登録規定に同意の上、所定の手続きに従い、事業者登録のための所定の書類の提出が必要となります。

※ 詳細は次頁の図を参照ください。

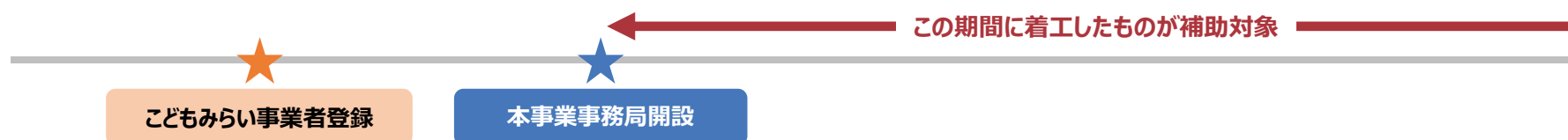
補助金交付に必要な手続③

6 補助対象となるリフォーム工事の着工日について

① こどもみらい住宅支援事業の登録事業者が補助申請を行う住宅のリフォーム工事

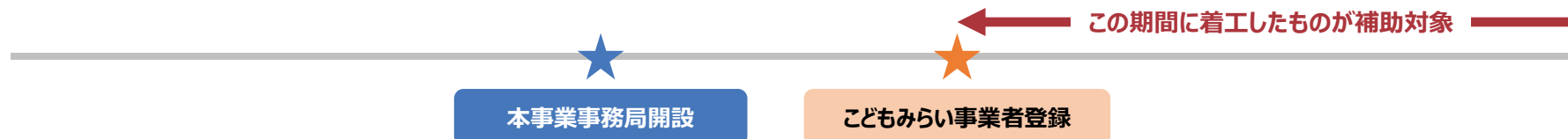
1) 「本事業の事務局開設日」以前にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合

➡ 「本事業の事務局開設日」以降の着工が補助対象※



2) 「本事業の事務局開設日」以降にこどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請を行った場合

➡ 「こどもみらい住宅支援事業への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



② こどもみらい住宅支援事業の登録事業者ではない者が補助申請を行う住宅のリフォーム工事

➡ 「本事業への事業者登録申請日」以降の着工が補助対象※



※ いずれも、令和4年11月8日以降に契約を締結したものに限りです。

※ 本事業の事業者登録開始後、こどもみらい住宅支援事業の事業者登録は終了します。

おわりに

今後の予定

対象となる建材・設備の公募※1	令和4年12月27日 ～ 遅くとも令和5年11月30日（予定）※2
事業者登録	令和5年1月中旬 ～ 遅くとも令和5年11月30日（予定）※2
登録事業者の公開	事業者登録後随時
交付申請期間	令和5年3月下旬 ～ 遅くとも令和5年12月31日（予定）※2
（交付申請の予約提出期間）	令和5年3月下旬 ～ 遅くとも令和5年11月30日（予定）※2

※1 審査を終えたものから順次公開されます。

※2 締め切りは予算の執行状況に応じて公表します。

おわりに

お問い合わせ先

事務局のコールセンター※¹が設けられるまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。

※¹ 事務局のコールセンターは令和5年1月初旬運用開始予定

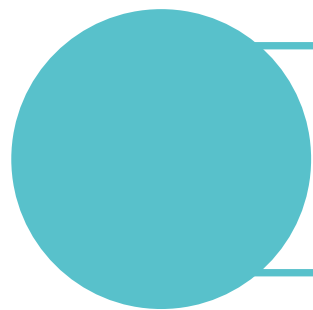
問い合わせ窓口

電話番号 0570-028-341

* 通話料がかかります。

受付時間 平日 9:30～18:15

* 土、日、祝日はお受けしておりません。



參考資料

こどもエコすまい支援事業との違い①【断熱性能】

事業	分類	建て方	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 (W / (m ² ・K))				
			1～2地域	3地域	4地域	5～7地域	8地域
先進的 窓リノベ事業	SS	共通	1.1				
	S	共通	1.5				
	A	共通	1.9				
	B	中高層	2.3 (中高層以上の集合住宅における外窓交換（カバー工法）のみ)				
こどもエコすまい 支援事業	ZEH レベル	戸建	1.9	1.9	2.3	2.3	－＊
		共同	1.9	2.3	2.9	2.9	－＊
	省エネ基準 レベル	戸建	2.3	2.3	3.5	4.7	－＊
		共同	2.3	2.3	3.5	4.7	－＊

※こどもエコすまい支援事業において、8地域の基準は日射遮蔽率について、0.52（窓及びドア）又は0.65（ガラス）。省エネ基準レベルとZEHレベル共通。

※集合住宅＝共同住宅等（共同住宅及び長屋建住宅）

こどもエコすまい支援事業との違い②【補助対象・単価】

(円。ガラス交換：1枚あたり。その他：施工箇所1か所当たり)

工種	グレード	熱貫流率	戸建住宅・低層集合住宅			中高層集合住宅		
			大	中	小・極小	大	中	小・極小
ガラス交換	SS	Uw1.1以下	48,000	30,000	8,000	48,000	30,000	8,000
	S	Uw1.5以下	32,000	21,000	5,000	32,000	21,000	5,000
	A	Uw1.9以下	26,000	17,000	4,000	26,000	17,000	4,000
	ZEHLレベル		12,000	9,000	3,000	12,000	9,000	3,000
	省エネ基準レベル		9,000	6,000	3,000	9,000	6,000	3,000
内窓設置	SS	Uw1.1以下	124,000	84,000	53,000	124,000	84,000	53,000
	S	Uw1.5以下	84,000	57,000	36,000	84,000	57,000	36,000
	A	Uw1.9以下	69,000	47,000	30,000	69,000	47,000	30,000
	ZEHLレベル		31,000	24,000	20,000	31,000	24,000	20,000
	省エネ基準レベル		23,000	18,000	15,000	23,000	18,000	15,000
外窓交換	SS	Uw1.1以下	183,000	136,000	91,000	221,000	151,000	93,000
	S	Uw1.5以下	124,000	92,000	62,000	150,000	102,000	63,000
	A	Uw1.9以下	102,000	76,000	51,000	123,000	84,000	52,000
	B	Uw2.3以下	—	—	—	89,000	61,000	38,000
			※カバー工法のみ					
	ZEHLレベル		31,000	24,000	20,000	31,000	24,000	20,000
	省エネ基準レベル		23,000	18,000	15,000	23,000	18,000	15,000
ドア交換	ZEHLレベル		45,000	—	40,000	45,000	—	40,000
	省エネ基準レベル		34,000	—	30,000	34,000	—	30,000

【サイズの解説】

	ガラス (一枚)	サッシ (一カ所)
大	1.4㎡以上	2.8㎡以上
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	1.6㎡以上 2.8㎡未満
小	(0.1㎡以上) 0.8㎡未満	(0.2㎡以上) 1.6㎡未満

※断熱窓事業では小サイズの下限はなし。

	ドア
大	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上
小	開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満

先進的窓リノベ事業

こどもエコすまい
支援事業

他の補助金との併用について

- ・原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。
なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。
- ・原則として、本事業と補助対象が重複する住宅（外構含む。）のリフォーム工事に係る国の他の補助制度との併用はできません。
- ・例外として、本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。
- ・また、本事業とワンストップでの対応を検討している「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）又は「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。

【住宅リフォームに係る代表的な補助制度との併用の取扱】

補助制度	併用の可否
こどもみらい住宅支援事業（リフォーム支援に限る）	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
長期優良住宅化リフォーム推進事業	△（請負工事契約が別 かつ工期が別である場合は併用可）
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 及び集合住宅の省CO ₂ 化促進事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
次世代省エネ建材支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△（請負工事契約が別である場合は併用可）
住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	△（請負工事契約が別 かつ工期が別である場合は併用可）
住宅・建築物省エネ改修推進事業（交付金）	△（請負工事契約が別 かつ工期が別である場合は併用可）
「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）、 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の 省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）	△（補助対象が重複しない場合は併用可）